

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和4年1月21日

○出席委員

委員長	世古安秀	副委員長	南川則之
委員	濱口正久	委員	瀬崎伸一
委員	片岡直博	委員	奥村敦
委員	河村孝	委員	山本哲也
委員	中世古泉	委員	戸上健
委員	浜口一利	委員	坂倉広子
委員	坂倉紀男		
議長	木下順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

歳入

国庫支出金（第14款）

寄附金（第17款）

繰入金（第18款）

諸収入（第20款）

- ・立花副市長
- ・濱口企画財政課長、横田補佐、中村係長、中村主査

歳出

総務費（第2款）

民生費（第3款）

- ・立花副市長
- ・濱口企画財政課長、斎藤副参事、田畑補佐、永野副室長
- ・中井健康福祉課長、宮本係長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前10時13分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会を再開します。

本日、審査をします案件は、議案第45号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第14号）の1件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

歳入における国や県の支出金については、各事業・取組による支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。

質疑については、関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように、進行についてご協力ください。

それでは審査に入ります。

議案第45号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第14号）の概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 副市長の立花でございます。よろしくお願いいたします。

皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第45号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第14号）につきましても、歳入歳出ともそれぞれ4億円を追加し、補正後の総額を133億4,200万円とするものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金は3億2,839万8,000円の増額、寄附金は5,000万円の増額、繰入金は2,160万円の増額、諸収入は2,000円の増額としてそれぞれ計上しております。

歳出予算につきましては、総務費は7,160万円の増額、民生費は3億2,840万円の増額としてそれぞれ計上しております。

以上、詳細につきましては各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 おはようございます。企画財政課、濱口です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度一般会計補正予算（第14号）の歳入につきましてご説明のほうをさせていただきます。

補正予算書は6ページ、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。

目2民生費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への支援をするため、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金を支給する費用といたしまして、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金3億2,000万円を増額いたします。また、給付に係る事務費

分といたしまして、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務費補助金839万8,000円を増額するものでございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金でございます。

目1総務費寄附金では、新たな返礼品の登録やポータルサイトの新規開設など、より多くの方に寄附をしていただく体制づくりを強化してきた結果、当初予算見込みより寄附が増加しましたことから、ふるさと納税寄附金5,000万円を増加するものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金でございます。

目3ふるさと創生基金繰入金では、先ほど説明をさせていただきましたとおり、ふるさと納税寄附金が増加する見込みであることから、返礼品に係る手数料等、必要となる経費としてふるさと創生基金繰入金2,160万円を増額するものでございます。

続きまして、20款諸収入、4項雑入です。

目1雑入では、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金を支給するに当たりまして、支給事務に従事する会計年度任用職員に係る雇用保険料分といたしまして、雑入2,000円を増加するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。よろしくお願いをいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

歳入についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、質問もないようですので、続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について審査します。

それでは、担当課長の説明を求めます。

企画財政課担当副参事。

○斎藤副参事 企画財政課の斎藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度企画財政課分の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算の概要4ページ上段、補正予算書は8、9ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、目5財産管理費、積立金で5,000万円の増額補正をお願いするものです。これは、ふるさと納税寄附金が当初の見込みより増加したことから、ふるさと創生基金への積立てを補正するものです。

補正予算の概要4ページ下段、補正予算書8、9ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、目13地域振興費、ふるさと納税推進事業で2,160万円の増額補正をお願いするものです。これは、ふるさと納税寄附金が当初の見込みより増加したことによる返礼品等の手数料、必要な経費を補正するものです。

以上となります。

○世古安秀委員長 担当課の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、1点だけお聞かせ願います。

このふるさと納税のほう为好調で、年末年始大変やったと思うんですけども、7億円から7億5,000万円に上方修正されたと思うんですけども、これ全体的に伸びたのか、中身的に何かこれが好調やったかというのは、分析とかは分かるんでしょうか、これ教えていただければ。

○世古安秀委員長 企画財政課副室長。

○永野副室長 企画経営室、永野です。よろしく願います。

ふるさと納税自体が、まだ1月ということで、他の自治体の数字等はまだ上がってきているものはございませんが、大手ポータルサイトの公表などによりますと、ふるさと納税全体の数字自体も上がってきているというような調査報告は受けております。

以上となります。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 特にこれが売れたとかというのは分からへんということですね、まだ今の段階では。

○世古安秀委員長 副室長。

○永野副室長 まだ集計中というところではあるのですが、今年度、返礼品のほうも400品ほど追加しまして、その中で桃取のカキであったり、ケーキのバリエーションを増やしたり、あと定期便なども今年度からスタートしましたので、そういったものが比較的好評だったように思います。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

そういうことやということですね、分かりました。ありがとうございます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ご質疑もないようですので、続いて、3款民生費を審査します。

それでは、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課、中井でございます。

補正予算書は、同じく8ページ、9ページ、予算の概要は5ページと6ページをご覧ください。

今回の民生費における補正予算につきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に係る経費の計上でございます。

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するものでございます。

では、計上しました補正予算の説明に入る前に、事業の概要等につきまして、事前に提出しております資料により担当のほうから説明をさせます。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 おはようございます。健康福祉課の宮本です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから事前にお配りさせていただいた資料につきまして説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、本給付金の趣旨でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活を支援するため、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変になっている世帯に対して、臨時特別給付金を給付するものというふうになっております。本給付金の金額は1世帯当たり10万円というふうになっております。

次に、支給対象と申請の有無になりますけれども、今回2つのケースが想定されます。

まず、1つ目なんですけれども、対象世帯のほう在世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯の方、これが1つ目のパターンになります。この世帯の方につきましては、令和3年12月10日時点で鳥羽市に住民登録がある世帯に給付内容が書かれた確認書を郵送いたします。いわゆるプッシュ型で郵送させていただきます。対象となる方々につきましては、届いた確認書の内容を確認していただいて、同封の返信用封筒で鳥羽市——窓口は健康福祉課になりますけれども——のほうへ返送していただく形になります。返送期日につきましては、できるだけ早い段階で給付をやはり完了したいという思いもございますので、原則として3月31日までに返送してくださいという案内をさせていただきますけれども、やはり何らかの理由によってこれ以降に届く確認書もあるかと思っておりますので、その場合、柔軟に対応させていただきたいというふうに思っております。現在想定している世帯の対象としましては、2,950世帯を想定しております。

2つ目のパターンですけれども、対象世帯が令和3年1月以降の収入が減少して住民税均等割非課税相当の収入になった世帯、いわゆる家計急変世帯と言われる世帯の方を対象といたします。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少して、世帯全員が住民税均等割非課税相当の場合が対象となります。しかしながら、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことを確認させていただく必要がありますので、この場合は申請書と収入見込申立書、それから収入が分かる添付書類を提出していただいて、それを確認させていただいた上で支給をさせていただく形になりますので、あくまでもプッシュ型ではなくて、申請をいただくような形になっております。

なお、住民税非課税世帯の相当である確認につきましては、申請があった方の任意の1か月間の収入を確認させていただいて、1年分の収入見込みを勘案させていただいて確認をさせていただくような形になります。このパターンの想定対象につきましては、250世帯を現在のところ想定をしております。

次に、給付までのスケジュールなんですけれども、本予算のほうをお認めいただきましたら、ホームページ、それからSNSを通じて広く周知啓発を図っていききたいというふうに思っています。また、週明け24日には、窓口を健康福祉課の中に相談窓口を設置いたしまして、他方からの問合せの対応に努めていききたいというふうに思っています。

また、プッシュ型の発送につきましては、遅くとも1月中には、今月中には発送を済ませたいというふうに思っております。返送のあった書類につきましては、随時確認をさせていただいて、月3回程度のペースで振込のほうの事務を進めていききたいというふうに思っております。

また、対象となる方につきましては、直接案内が手元に届く形になりますけれども、家計急変世帯の対象と

なる方、それからまたプッシュ型で送らせていただいた方への再周知も含めて、広報とばの2月号にも改めて記事掲載をさせていただきます。

いずれにしましても、可能な限り迅速な給付につながるように努力していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 では、改めまして補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算の概要5ページ上段をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、事業区分1の社会福祉給与等管理費の中事業、社会福祉一般職員給与費で75万円の増額を計上しております。

内容といたしましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の実施に伴いまして、事務量の増加が見込まれることから、職員の時間外勤務手当を補正するものでございます。

次に、下段に移ります。

同目、事業区分も同じく、中事業は社会福祉総務一般管理経費で109万6,000円の増額を計上しております。

内容といたしましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の実施に伴い、支給事務に従事する会計年度任用職員の報酬や共済費など、任用に係る経費を補正するものでございます。

次に、補正予算の概要は6ページに移ります。

3款民生費、1項社会福祉費、10目住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業、事業区分及び中事業名も同じ名称で3億2,655万4,000円の増額を計上しております。

事業の内容につきましては、さきの説明のとおりですが、経費の主なものといたしましては、発送する封筒等の印刷製本費に101万8,000円、対象世帯を抽出するための電算委託料に245万円、支給する給付金として、交付金に3億2,000万円を計上しております。

なお、事業の財源につきましては、諸収入の2,000円を除くほかは全て国の補助金で賄われることとなっております。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 執行部の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、お尋ねします。

この非課税世帯への臨時特別給付金なんですけれども、これ1番目として住民税の非課税世帯、令和3年度ですので、2年度の収入からやと思うんですけれども、これプッシュ型で1月中に配付となりますけれども、非課税世帯、割と高齢者の方も多いと思うんですけれども、アウトリーチとかこの辺でなかなか届いても手続が分からなかったとか、知らなかったという人にして何か周知の方法とか、アウトリーチをしていくとかという、遅くなった場合とかというのは、世帯がかなり多い、2,950と多いですけれども、その辺のところは

どうされるのかというのは、何か想定はされていますでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 アウトリーチとなりますと、ちょっと今回は難しいことになるのかなとは思いますが。確認書を各世帯に送らせていただいて、それに簡単なチェックをしていただいただけでご返送いただけるようにはしてございます。それと、もちろん広報とば、ホームページ、いろんなものを通じて周知を図りたいとは思いますが、コロナのこともありますので、各世帯を回るとかというのは、ちょっと外に出るとかというのは、今のところちょっと考えられないかなとは考えております。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 といいますと、子育て世帯はそこのところへこちらから振込ということがあったかと思うんですけども、そういうようなことは今回はされずに、一応あくまでも確認書に返信していただいたところにするという、でないで振り込まないということによろしいんですね。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 はい、そのとおりです。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 これ1月中にできたら配付、送付というふうになっていますけれども、早い段階ですと2月のいつぐらいから振込の開始の予定はあるのでしょうか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 月3回程度、振込の処理をしたいと思っておりますので、早ければ2月10日前後ぐらいを想定しております。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 非常に困ってみえる方が多いと思いますので、そこら辺、大変やと思うんですけども、本当に1月中にと言うて10日となっていくと、本当に業務が大変やと思いますけれども、その辺のところは何か頑張ってもらいたければなと思います。

それと、もう一点よろしいでしょうか。

この2番目の家計急変世帯、これ健康福祉課に申し出て、簡単な審査があると思うんですけども、そのところのこれ自分が相当するかどうかというところを、これ非常に分からない人たちというのがたくさん見えると思うんですけども、これに対して一応広報で周知とかいろいろあるかと思うんですけども、そこら辺のところは自分で申請していただかないといけないということと、これは世帯全員で非課税ということの確認、その2点だけ、どういうふう周知していくかということと、よろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 まず、1つ目の件なんですけれども、今、社会福祉協議会のほうで生活困窮に係る総合相談の窓口をつくっていただいています。これの相談件数、令和4年度だけで見ると、12月現在で59件あります。令和3年1月から令和4年9月、いわゆる家計急変世帯の対象となる件数を見ますと、大体150件程度というふうになっておりますので、そちらに相談のあった方につきましても、アウトリーチではないですけども、案内のほうはしっかりさせていただきたいなというふうに思っておりますので、社協ともしっかり連携を

取りながら発信のほうはしていきたいなというふうに思っております。

すみません、もう一つなんですけれども、すみません。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 もう一つ、ご自分の世帯の収入がなかなか分かりにくいということがございます。そちらのほうに関しましては、税務課のほうも全面的に協力をいただくようになっております。その家計が急変してこれぐらい下がったんやけれども、それが住民税非課税世帯等に当たるのかどうかというのは、私どものほうでも、税務課のほうでも確認ができるようにさせていただきたいかなと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 この辺のところ非常に難しいかと思うんです。世帯の中で世帯構成にもよると思うんですけれども、全員の収入がというところがあるもので、そのところが非常に丁寧にやっついていかないといけないというのと、きちんと収入が減った理由がコロナという関連ということがあるかと思うので、その辺の審査は非常に難しいかなと思うんですけれども、なるべく自分のところはそうなんじゃないかなということがあれば、問合せをしていただいでくれということでもいいんですね、分かりました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 4点、お聞きします。

まず、非課税の相当限度額ですけれども、これは収入額ベース、それから所得額ベース、それぞれ幾らになりますでしょうか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 単身の場合とそれ以外の場合でも違うと思いますけれども、単身の場合で約100万円程度、それから複数の世帯の場合で150万円程度、いずれも収入ベースです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 所得額ベースはどうですか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 すみません、ちょっと今所得額ベースの数字を持っておりませんので、改めてお示しさせていただきます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 国のほうで、東京都、区の給与所得者の例というのが出ております。これは5段階に分かれております。先ほど担当課が説明したように、単身で扶養者がいない場合を1例として、最後は配偶者、扶養家族4名を扶養している場合という5段階です。既にこれを広報等で説明している自治体は、この5段階で本市の場合は収入額ベースでこれだけ、それから所得額ベースでこれだけという基準を一覧表で分かりやすく提起しております。

広報とばの2月号でということでしたけれども、もう既に編集に入っているはずなんですけれども、そういう中身で市民には知らされますでしょうか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 紙面の都合もありますけれども、できるだけ詳しい内容を広報のほうに載せさせていただきたいというふうに考えております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この国のベースによりますと、大体鳥羽市の場合でも、夫婦2人と、それから子供2人というのはモデルケースになっております。そのケースの場合、収入額ベースで205万7,000円、所得額ベースで136万9,000円ということになっております。でも、この単位で大差ありませんか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 それほど大差はないです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 2点目お聞きします。

問題は、プッシュ型の場合はこちらから既に非課税相当額の収入しかないという世帯は把握しているわけですから、それでもう発送されます。問題は家計急変に陥った事例です。

国のほうでは、給与収入が204万4,000円、所得が135万円、これを超えると該当しないということになっております。鳥羽市もそれでほぼ相当だということでした。ですから204万円をラインと考えていいわけです。

その204万円、これまで仮に210万円所得があったという場合は住民税課税世帯になります。これ6万円減って204万円になれば非課税ということになって、10万円給付が受けられる世帯ということになります。そうすると、コロナによって6万円減っただけで10万円該当になりますよということになりますね。これは間違いありませんか。

○中井健康福祉課長 基本的には。

○戸上 健委員 そうですわね。

そうした場合に、分かりやすく、これまでであればコロナ以前から30%所得が減った場合とか収入が減った場合、40%減った場合、それが補助金の給付の対象にこれまでなってきたんです。ですから、市民の場合はそういう概念が刷り込まれておりますので、それではないんですと、あくまでも課税限度額、非課税になった場合には10万円給付されますよということを徹底してPRして行ってほしいというふうに思います。これが2点目です。

それから、3点目ですけれども、生活保護世帯、これも支給対象になりますね。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 はい、そのとおりです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 子育て世帯は、既に子供1人当たり10万円というのが給付されております。非課税世帯で子供がいる場合、その10万円の子供の給付金を受けた世帯でも、今回の制度は該当しますか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 その世帯全員が非課税であれば該当してきます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 最後、4点目ですけれども、この受給者は世帯主に振り込むということになっておりますか、鳥羽市の場合。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 対象者は世帯主ではありますけれども、振込先が世帯主の方が別の世帯員の方に振り込んでほしいという指定がありましたら、そちらも可能としております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 全国的に問題になっておりますのは、DVなんかで世帯が分離しとって、そして実際困つるのは世帯主ではなくて、別居している、異にしている、そういう世帯のほうが困つるといふ場合があります。そういうところを厳密に抑えて、そしてそこへ給付すると、振り込むという事例も、自治体もあります。

先ほど課長の説明では、同僚議員の質問に対する答弁では、アウトリーチは難しいという答弁でした。こういったケースの相談があった場合には柔軟に対応するといふふうに答弁なさいましたから、こういう形のケースの場合も相応に神経を使ってきちんと対応していくといふことでよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 DV等での関係の話は、市民課等への届出もございませぬ。そのような情報も収集して、臨機応変にきちんと対応していきたいと考えております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これは要望ですけれども、我々議員も住民の方から非課税ベースといふのはどれだけでと、子供1人の場合は幾らですか、2人の場合は幾らですか、うちは5人おるけれども幾らですかといふ問合せがあります。そういったときに、きちんと説明できるといふことが必要ですので、先ほど僕が紹介した国の給与所得者の例といふのが5段階で出ております。この表をもうあなた方、持ってみえと思っただけけれども、それを議会に各議員に配っていただくよう、委員長、これお願いいたします。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 級地で変わってくるかと思っておりますので、鳥羽市の事例のものを資料としてお渡しさせていただきたくらいにいたします。

○戸上 健委員 よろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 本当にこの家計急変の新型コロナウイルスで影響を受けている困難な方に、このように早急に手続をしていただくといふことに、もう本当に感謝申し上げます。

この表の頂いた資料の中で、ホームページ、またはSNSでの情報発信といふことが書いてくださっているんですが、このSNSといふのがどういうところで発信をされるのか、鳥羽市としてのSNSの発信といふのがどういうところにあるのかといふのをちょっと確認させていただきたいと思っております。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 SNSだけで言うと公式のフェイスブックしかありませんので、公式のフェイスブックを使わせて

いただきますけれども、あと、とばメールもありますので、メールのほうも活用させていただきたいというふうに考えています。

○坂倉広子委員 分かりました。よろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 この感染者の影響で急変世帯のこの割合というか想定対象は250世帯想定されているところなんですけれども、他の自治体と比べてこれは結構比率的に大きい数字なのかどうか、そのあたり分かったら教えてほしいんですけども。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 この数字が、国の想定が出している数字を使わせていただきました。全体の非課税世帯掛ける7%ぐらいが家計急変世帯に陥るだろうという計算式がありますので、その計算式を当てはめさせていただいて250世帯というふうにさせていただきました。実際にこれ当てはめていくと224世帯なんですけれども、少し加味をさせていただいて、250世帯と今回数字を上げさせていただきました。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 他の自治体と比べてということを開かせてもらったんですけども、なぜこれ聞かせていただいたかという、これまで国でも県でも市でもコロナ対応でいろいろな施策打ってきて、このような方が少なくなるような施策、つながるような施策も当然あったかとは思いますが、なかなかそのあたりが厳しかったのかなというところでちょっと数字を見て聞かせてもらったということなんですけれども、またこの最初の非課税世帯、これについても、鳥羽市の世帯の中で2,950世帯という結構大きな数字かなと思うんですけども、そのあたりもちょっと他市と比べてどのような数字になっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 まず、この住民税均等割の非課税のこの2,950という想定、こちらにつきましては、基本的には今年度既にもう賦課されています6月の段階での数字を参考にしておりますので、他市と比べてどうかということとはちょっと比較はしてございません。

それと、もう一つ、住民税非課税相当世帯のほうも、基本的には他市についても恐らく7%というのを基本にしておると思いますので、比較はしておりません、正直申し上げまして。ですけど、例えば本市は観光業が多いでありますとか、影響がほかの市町と比べて実際的には多いかも分かりません。ですので、もし足りない場合は、これはまた国に申請して補正のほうをしたいなというふうには考えております。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 2,950世帯という結構多いなという形の、そのような数字なんですけれども、これはいろいろもう少し考えなければいけないのかなという、そんな気がしたもので質問させていただきました。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

南川副委員長。

○南川則之委員 1点だけお伺いします。

先ほど説明の中で、プッシュ型については早期に確認書を郵送して、3月31日ぐらいをめどに返送をお願いしたいという説明があったと思うんですけども、この家計急変世帯の申請をしてやられる家庭というのは結構時間がかかることも想定されるんですけども、これの期限、最終いつまでぐらいにはこの申請をしてほしいという思いとか、申請の期限というのを設けているのか、それをまた上回ってしまったらもう10万円出せませんか、そういう国の通達とか何かあるのかどうかをお聞きします。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 この事業は、本年9月30日までとなっております。今回この1月に補正をさせていただいて、予算の単年度周期で考えますと3月まででございます。この繰越しに関しましては、現在のところまだ少しちょっと不透明なところがございまして、国のほうが本省繰越しをしてくるのか、各市町で独自に繰越しをするのかというのがまだちょっと分かっておりません。また3月いっぱいまでそこら辺を明確にしたいと考えております。

以上です。

○世古安秀委員長 南川副委員長。

○南川則之委員 そうすると、年度替わっても9月30日をめどにということで、それ以降になっても対応できると、予算があればできるということの解釈でいいですかね。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 すみません、今のところ言われとるのが9月30日までとなっておりますので、9月30日以降につきましては、恐らく給付はないというふうに、今のところは考えられています。

以上です。

○世古安秀委員長 南川副委員長。

○南川則之委員 そしたらいろいろ広報されるときに、そういった期限的なこともそういう対象者の人に周知できるような形でぜひ周知してほしいなと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ご質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けまして、続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、続いて採決を行います。

お諮りします。

議案第45号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算(第14号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決することに決定しました。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任を願います。

これをもちまして予算決算常任委員会を散会します。ご苦労さんでした。

(午前10時54分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年1月21日

予算決算常任委員長 世 古 安 秀